

(別添1-2)

青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰 (建設ジュニアマスター) について

1. 趣旨

建設産業における担い手確保・育成方策の一環として、建設技能者の最高峰の顕彰である建設マスターに達するまでの技能の向上のインセンティブを与えるとともに、建設技能者のキャリアアップステージの強化を図り、もって若年者の入職促進を図る。(なお、建設ジュニアマスターの受賞は建設マスター受賞の必要条件としない。)

2. 顕彰の対象

(要件)

- ① 建設現場業務に直接従事している期間が10年以上の方(※)
- ② 建設現場において工事施工に直接従事している年齢39歳以下の方(ただし、特段の理由がある場合、40歳以上の方も対象とする。)
- ③ 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である方
※産前産後休業、育児休業又は介護休業をする前に建設現場業務に直接従事していた者については、当該休業をした期間を含む。

(顕彰基準)

次の基準を全て満たしている方

- ① 技能・技術が優秀であること
- ② 技能・技術に関する工夫・改善に努め技術開発・施工の合理化に貢献していること
- ③ 将来その活躍が一層期待されること
- ④ 工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤ 勤務成績、ボランティア活動等において他の建設現場従事者の模範であること

3. 選考方法

建設業者団体から推薦を受けた方について、優秀施工者国土交通大臣顕彰審査委員会において審査・選考する。

4. 顕彰方法

建設マスターの顕彰式典において、建設ジュニアマスターに対し不動産・建設経済局長から顕彰状を授与する。

5. 被顕彰者数の推移

第1回 (H27)	第2回 (H28)	第3回 (H29)	第4回 (H30)	第5回 (R01)	第6回 (R02)	合計
110名	106名	108名	101名	105名	109名	639名

*女性の受賞者(合計 25名)

(直近3年の実績)

第4回:造園工、電気通信工、電気工、内装仕上工(各1名)

第5回:電気工(2名)、塗装工、鉄筋工、消防施設工、建設機械運転工(各1名)

第6回:電気工、造園工(各1名)